

新	旧	備考
<p>簡易通知型包括保険の引受基準等について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00087 沿革 <u>令和2年2月28日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、簡易通知型包括保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00006。以下「約款」という。）第6条及び別表に定める船積確定通知又は確定前通知の対象となる輸出契約等の基準を規定する。</p> <p>記</p>	<p>簡易通知型包括保険の引受基準等について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00087 沿革 <u>令和元年10月18日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、簡易通知型包括保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00006。以下「約款」という。）第6条及び別表に定める船積確定通知又は確定前通知の対象となる輸出契約等の基準を規定する。</p> <p>記</p>	
<p>1 基本的引受基準</p> <p>(1) 下記に該当する輸出契約等については、当該輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）はてん補する責めに任じない。ただし、⑦に該当する輸出契約又は⑬に該当する輸出契約等については、被保険者が当該輸出契約等について保険関係の成立を希望する場合はこの限りでない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告に基づく基準に適合しない輸出契約等</u></p> <p>⑤～⑬ (略)</p> <p>⑭ <u>防衛装備（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの（以下「武器」という。）及び武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。）に係る輸出契約等</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>1 基本的引受基準</p> <p>(1) 下記に該当する輸出契約等については、当該輸出契約等に基づく船積みに係る船積確定通知又は確定前通知を要しない。仮に通知がなされた場合においても株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）はてん補する責めに任じない。ただし、⑦に該当する輸出契約又は⑬に該当する輸出契約等については、被保険者が当該輸出契約等について保険関係の成立を希望する場合はこの限りでない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>輸出契約等に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定の違反があった場合における当該輸出契約等</u></p> <p>⑤～⑬ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	
<p>2 (略)</p> <p>附 則 [抄] 附 則 [<u>令和2年2月28日</u>] この改正は、<u>令和2年4月1日</u>から実施する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>附 則 [抄] 附 則 [<u>令和元年10月18日</u>] この改正は、<u>令和元年10月28日</u>から実施する。</p>	

新	旧	備考
[別紙1] ~ [別紙2] (略)	[別紙1] ~ [別紙2] (略)	
[別表] (略)	[別表] (略)	